

令和
2
年度

トライアル発注 認定製品募集!



相模原市マスコットキャラクター「さがみん」
ものづくり Ver.

～ 中小企業の販路開拓を応援します ～

相模原市トライアル発注認定制度とは

本制度は、優れた新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し、その新商品の販路開拓を支援するとともに、その一部を市が試験的に購入し、評価する制度です。令和元年度は、14社15製品を認定しました。

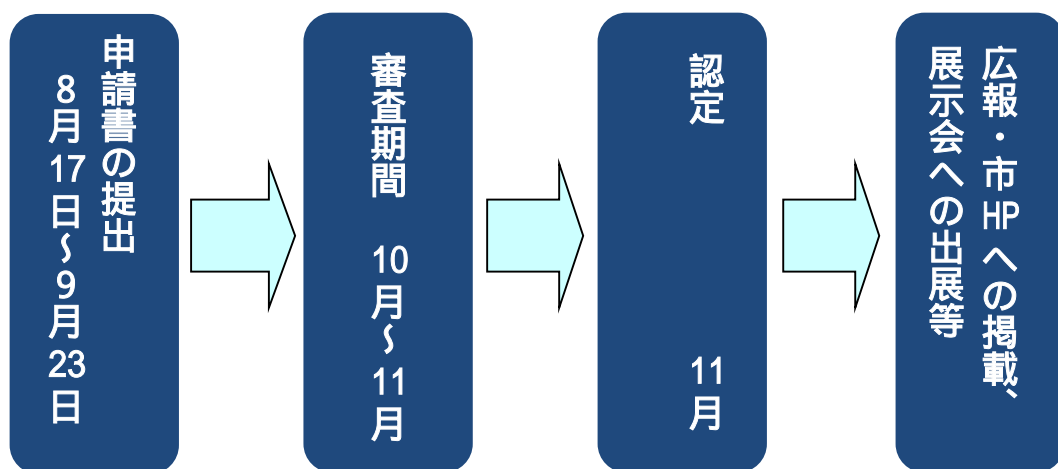
認定されると…

- ・認定製品を広報さがみはらや市ホームページ、ふるさと納税返礼品登録等でPRします。
- ・認定製品のカタログを作成します。
- ・展示会に「相模原市トライアル発注認定製品」として出展します。
新型コロナウイルスの影響により、展示会へ出展できない場合があります。
- ・認定製品の一部を市が購入し、評価します。
必ずしも認定した新製品を市が購入するものではありません。

受付期間

令和2年 8月17日(月)～令和2年 9月23日(水) 必着

制度の流れ



【お問合せ先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援課 (相模原市役所 本館5階)

電話: 042-769-8237 (直通) 担当: 板倉、平本、岡野

E-Mail: sangyou.s@city.sagamihara.kanagawa.jp

認定対象

対象となる新商品

以下の全ての要件を満たしている新商品が対象となります。

- ・販売開始から概ね5年以内であること。
- ・既存の製品とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- ・市場性が見込まれる製品であること。
- ・市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない製品であること。
- ・新製品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品は対象外とします。

対象者

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者等

認定期間（市が随意契約により購入できる期間）

認定された日から2年後の年度末（令和5年3月31日）までとなります。

申請方法

申請書類

- 新製品の生産による新事業分野開拓者認定申請書（第1号様式） ...1部
- 新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（第2号様式） ...1部
- 提出日より3ヶ月以内に発行された登記事項証明書
（個人の場合は住民票記載事項証明書及び開業届の写し） ...1部
- 直近の市民税領収書又は納税証明書（写し可） ...1部
- 直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は確定申告書の写し）
...1部
- 暴力団員等に該当しないことの誓約書（第3号様式） ...1部
- 役員等氏名一覧表（第4号様式） ...1部
- その他新製品の詳細が分かる資料 ...1部
- パワーポイントなど外部専門家向けに製品のPR資料もしくは、製品の使用状況
などを写した画像や動画データ（CD、DVD等に入れて提出） ...いずれか1部
 - ・パワーポイントの場合：10ページまで
 - ・動画の場合：MP4形式5分まで
 - ・画像の場合：JPEG又はPNG形式10枚まで

、 つきましては、次の市ホームページ「産業・ビジネス」「トライアル発注認定制度」からダウンロードするか、産業支援課までご連絡下さい。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>

提出方法

郵送又は宅配便にてお申込ください（FAX、Eメールは不可）